



# 大阪府・大阪市のご見解・ご要望に対する 総務省の考え方

令和4年11月  
総合通信基盤局

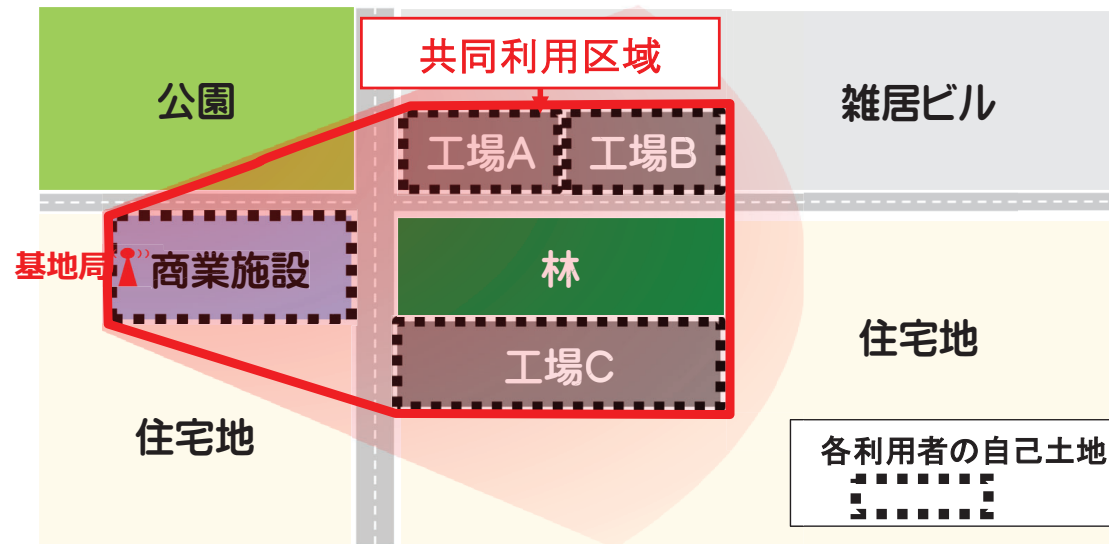
**現状** エリアに含まれる他者の土地の所有者が後発でローカル5Gを利用しようとした場合、後発の所有者が優先となり、サービスが安定的に提供できない

## 共同利用に求められる条件

- ローカル5Gの更なる普及のため、共同利用（仮称）という新しい概念を導入する。具体的には、共同利用区域（仮称）（一の基地局と利用者の自己土地を含む必要最小限のエリア）を設定し、当該区域は自己土地相当とみなす。
- ただし、無秩序にエリア拡大することがないよう、共同利用区域の設定のほか、一定の条件の下で認めることが適当。

## 共同利用のイメージ

※ローカル5Gの周波数帯は、より広範囲にカバーエリアを設定可能な4.7GHz帯においても数百メートル程度。

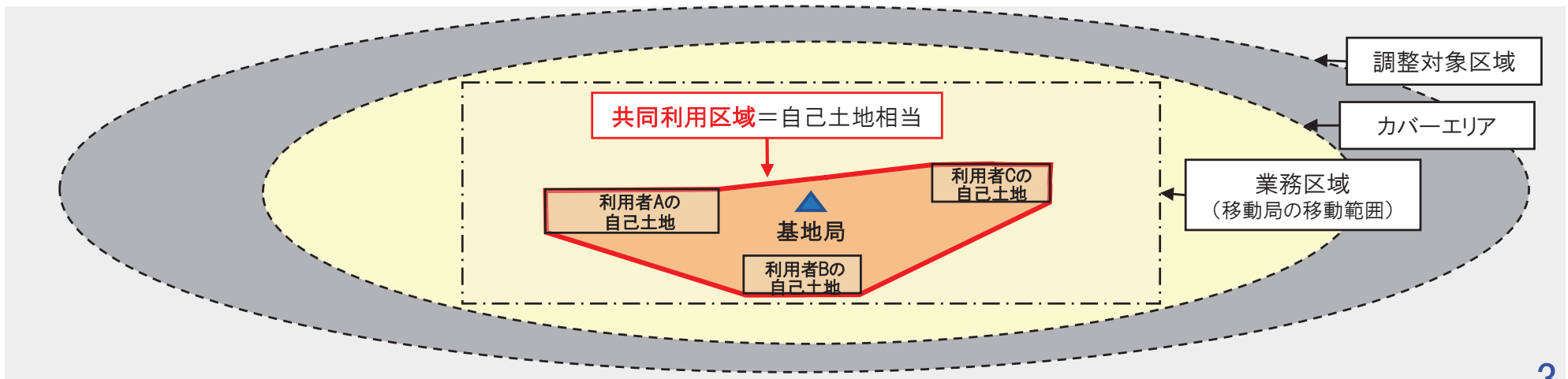


※当初検討対象としていた「広域利用」という用語については、今回制度化する対象を適切に示すため、本報告書においては、便宜上、「共同利用（仮称）」という用語を用いることとし、今後の制度整備において、場合によっては、適切な用語に置き換えることとする。

## 共同利用に求められる一定の条件（共同利用区域の設定以外）

- ① 免許主体は、電気通信事業者とする。
- ② 共同利用区域内において自己土地を有する複数の利用希望者からの同意を得る。ただし、農林水産事業者等、複数の利用者が集まった団体等から同意を得た場合は、この限りではない。
- ③ 共同利用の基地局の設置場所は、原則、共同利用区域内とする。ただし、他のローカル5Gの無線局への影響等を鑑み、共同利用区域外に置局することがエリア設計上合理的な場合は、この限りではない。
- ④ 共同利用の免許人は、共同利用区域内で新たに当該共同利用を希望する者に対して、共同利用サービスの提供を拒否してはならない。また、基地局等設備の技術的制約の範囲内で、免許人は可能な限り、新たに当該共同利用を希望する者の要請に応えるよう努めるものとする。
- ⑤ 利用者の変更があつて共同利用区域に変更が生じる場合は、直ちに共同利用区域の変更申請を行う。
- ⑥ 共同利用区域内の他の新規利用希望者が容易に共同利用サービスの存在を把握できるよう、適切な方法による周知広報を行う。

## 基地局の共同利用のイメージ



- 1 ローカル5Gは、同一の周波数を複数の免許人で共用するため、**自己土地利用が原則**です。他者土地に電波が漏洩する場合は、将来的に自己土地利用で無線局を利用する者（地権者）との調整が必要です。**他者土地に電波を漏洩させないよう、まずは、基地局の設置方法やアンテナの回線設計等をご検討いただければ**と思います。
- 2 ただし、たとえ他者土地に電波が漏れ出る場合でも、**適切に地権者からの合意を取得することにより、ローカル5Gを活用することは、現行制度においても可能です**。例えば、現行制度上、大阪府・大阪市は、以下のいずれかの方法で地権者と調整いただけます。
  - ① 地権者から、100MHz幅で利用することの合意を得る。
  - ② 地権者と、50MHz幅ずつ周波数を分割する旨の合意を得る。
  - ③ 近隣の地権者に大阪府・大阪市のローカル5Gの利用者として参加いただくよう調整を行う。
- 3 なお、事業継続性についても、現行制度上、他者土地に電波が漏れ出る場合でも、その土地の**地権者と合意すれば**、免許及び運用の継続は可能です。
- 4 今回、新世代モバイル通信システム委員会（ローカル5G検討作業班）がとりまとめた「**共同利用**」の考え方では、「**共同利用区域**」を設定することにより、**より安定的なサービス提供を行うことが可能**となります。

## 大阪府・大阪市のご見解

- 今回の報告(案)で示された「共同利用」については、複数の自己土地を一つの自己土地として取り扱えるようにはなるものの、共同利用区域外となる近隣の他者土地との干渉調整は依然として残る。

## 総務省の考え方

ローカル5Gは、地域の企業や自治体等の様々な主体が同一周波数帯域を共用し、自らの建物や敷地内でスポット的にネットワークを構築して利用が可能なシステムです。自らの土地ではない土地にも電波が届いてしまう場合は、将来的に自己土地利用で無線局を利用する者(地権者)との干渉調整は、それぞれの無線局の運用を行う上で、必須であると考えております。

## 大阪府・大阪市のご見解

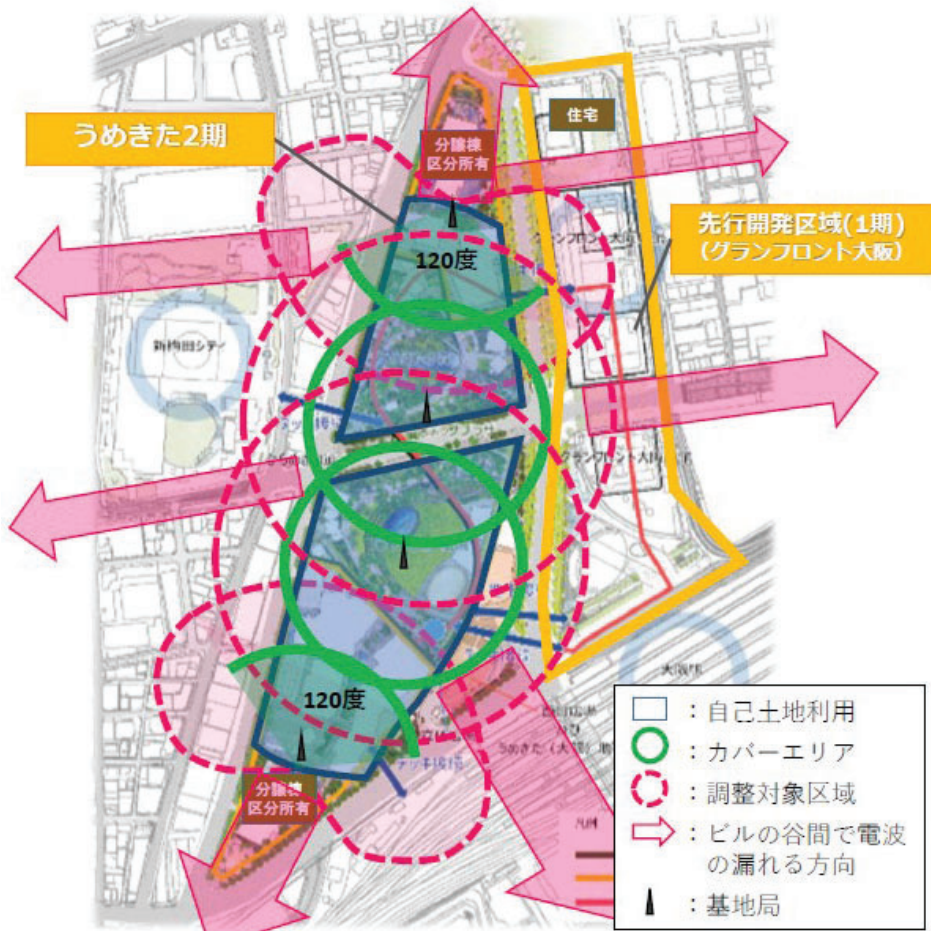
- また、前回の特区ワーキングでご説明した、「後発の自己土地利用希望者は最大5年待つか、共同利用に参画」、「先発の共同利用事業者は、5年後の事業継続性が見通せない」という課題も残るものと認識。

## 総務省の考え方

前者については、共同利用制度の提案も含めた報告案が、現在、パブリックコメントにかけられています。  
後者については、地権者と合意すれば再免許も可能です。

## 大阪府・大阪市のご見解

□ 一方で、うめきた2期における具体的なユースケースや導入時期については事業性も含めて、現時点で確定できていない。



## 総務省の考え方

前回WGで示されたイメージ図を拝見すると、共同利用の制度化をまたず、現行制度でも実施可能であると考えられますので、大阪府・大阪市からご相談いただければ、総務省として、具体的アドバイス等を行うことは可能です。

## 大阪府・大阪市のご見解

- 今回示された「共同利用」の活用や、前回大阪府・市が提案した「周波数帯域を分割する」案でなければできないことがあるのか、という点については、大阪府・市としても継続してユースケースの具体化を深めたいと考えているが、少なくとも次ページのようなケースについては、互いに近接する利用者同士にとって「周波数帯域を分割する」方がよいケースも想定される。
- 今回、特区ワーキングでの議論により、総務省の報告(案)では初めて、「周波数帯域を分割する」考え方が示されたが、これを早期に具体化していただきたい。

## 総務省の考え方

御指摘のように、近接する利用者同士にとって周波数帯域を分割する方がよいケースはあると考えます。この場合、現行制度上、両者の合意があれば、周波数を分割して利用することが可能です。

また、地権者等が自己土地で100MHz幅を使いたい場合も想定されることから、前回WGでも申し上げましたが、広域的な利用のために周波数帯を事前に分割する案は、自己土地利用者側からみると、自らが100MHz幅で使える権利が抑制されることになり、規制強化となる懸念があります。

この点、ローカル5G検討作業班において、構成員から、ローカル5Gは自己土地利用が優先されるべき旨のご指摘等を踏まえ、報告がとりまとまったことに留意が必要と考えます。

なお、総務省としては、前回WGで示されたイメージ図を拝見すると、共同利用の制度化をまたず、現行制度でも実施可能であると考えております。また、今後、共同利用制度が導入されれば、同制度を活用して、近隣とともに地域一帯となって、共同でローカル5Gを利用するような、街作りとしての利用も可能であると考えております。

令和4年2月18日 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会 ローカル5G検討作業班 (第17回) 議事要旨 (抜粋)

中村(光)構成員：基本的にこの図で描かれているのは自己土地だが、広く活用したいという話である。はみだしている所が他者土地であるが、そこに後から入ってくると自己土地の方が優先されるというのは先ほどの話のとおりである。サブ6であれば4.8~4.9GHzまで100MHz幅ある。最も確実であるのは周波数を分けることだと思う。例えば、100MHzの帯域幅で学校利用としてスタートした後、周辺の屋外でそのような話がでてきたとする。調整のしようがない場合には、学校側で帯域幅を100MHzから50MHzまで縮減し、共存をはかる方法も現実的に電波干渉を避けるのであれば考えられる。そこでの利用の考え方もあるが、現実的な干渉を避けるため周波数を分けるという方法も考えていく必要がある。

令和4年6月27日 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会 ローカル5G検討作業班 (第18回) 議事要旨 (抜粋)

長門構成員：例えば、他者土地利用において、近隣で後発の自己土地利用がされる場合に、自己土地利用者に穏便を図るのが現状のルールだが、今回の広域利用の定義では、必ずしも後発の自己土地利用者が優先ではないと思う。

長門構成員：具体的には、先行する他者土地利用者のサービス範囲が、端末移動前提で面サービスになっていることで、干渉調整が非常に厳しくなっている場合は、後発の自己土地利用者は、先行するサービスの移動範囲を狭めてくれという要求をしてもよいということによろしいか。

令和4年10月21日 情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会 ローカル5G検討作業班 (第19回) 議事要旨 (抜粋)

武田構成員：ローカル5Gは一事業者の専用周波数ではなくて、基本的には1つの周波数をそれぞれ利用したい場所で利用するということが、免許は実際に利用する事業者実際に利用するエリアで与えられることが望ましい、最小限にするということが望ましいというふうに考えています。